

学術情報総合センターメディア教材作成用機器利用指針

平成22年4月1日

この指針は大阪市立大学（以下「本学」という。）学術情報総合センター（以下「センター」という。）所有の機器・備品の管理を適正に行うことを目的として定める。

（利用目的）

- 1 機器・備品は、本学における教育、研究、その他必要な業務活動の利用に資する事を目的とする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、利用は認めない。
 - （1）教育上支障があると認められた場合。
 - （2）研究上支障が認められた場合。
 - （3）管理上支障が認められた場合。
 - （4）営利を目的とする場合。
 - （5）その他利用が不相当と認められた場合。

（利用資格）

- 2 利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - （1）大阪市立大学に所属する専任教職員。
 - （2）その他、学術情報総合センター所長が認めた者。

（機器・設備）

- 3 センター所有の機器・設備のうち、別表1に定める物を利用できるものとする。

（利用日・時間）

- 4 利用は原則として、平日センター開館日の午前9時から午後9時45分までとする。

（利用手続き）

- 5 利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用申込書を提出するものとする。
 - （1）利用者が所定の窓口にて事前に利用手続きを行うものとする。
 - （2）申込者が多数の場合は、センターにおいて調整するものとする。
 - （3）手続きの受付は平日の午前9時から午後5時15分とする。

（利用方法）

- 6 利用時は事前に申請した内容に従い利用するものとする。また利用終了時には、その旨を学術情報総合センター運営課に申し出、確認を受けるものとする。

(滅失毀損)

- 7 利用者の不注意による滅失又は毀損したときは、速やかにその旨を学術情報総合センター運営課に報告しなければならない。
- 8 利用者の不注意による滅失又は毀損の場合は、利用者において弁済するものとする。

(転貸)

- 9 利用者における転貸を禁ずる。ただし利用責任者の管理のもと、利用目的の範囲で共同利用した場合は転貸とはみなさない。

別表 1

AVホール・調整室
コンテンツマイスター（動画教材作成システム）
HDカメラ（メインカメラ）
ハンディーカメラ（サブカメラ）
三脚キット
照明機材
ワイヤレスマイクセット
制作機材室
ノンリニア編集機
コンテンツ作成用パソコン